

『自主防災組織』をつくりませんか

問い合わせ／危機管理課(内線2213)



▲バケツリレーの様子

自主防災組織とは

「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識に基づき、防災活動を行う組織のことです。本市では、自治会単位で結成されることが多く「〇〇自主防災会」という名称で活動しています。

自主防災組織の活動

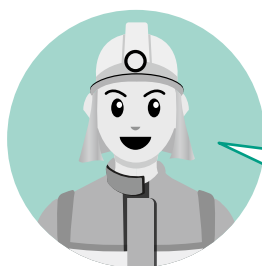
平常時には、防災知識の習得や家庭内のできる防災対策の促進、応急救護講習の受講、防災訓練等の活動を行い、緊急時には、避難の呼びかけや安否確認、初期消火活動などを行います。



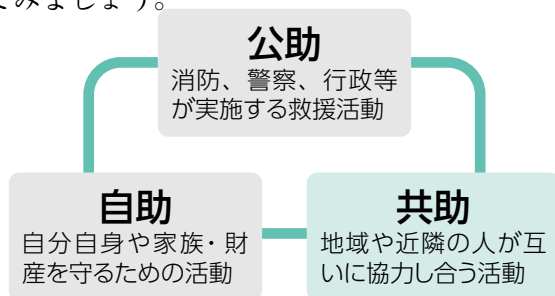
自主防災組織が必要な理由

災害発生時、行政による対応(公助)のみでは被害者の救助や消火活動には限界があります。個人の力で災害に備える(自助)とともに、普段から地域において自主防災組織をつくり、災害時にお互い協力し合うこと(共助)で、被害の軽減を図ることができます。

しかし、本市での自主防災組織結成率は73.8% (令和5年1月現在)と、全国の自治体に比べ普及が進んでいないのが現状です。防災や近所付き合いと聞くと身構えてしまう方も多いと思いますが、いざという時のために、地域へのつながりに目を向けてみましょう。



阪神淡路大震災発生時、自力で脱出ができなかった約8割の人が近所の人たちからの救出で助かったといわれており、東日本大震災においても、共助の例が多く報告されています



自主防災組織への支援

市では、自主防災組織の活動に対し、補助金の交付(右記のとおり)やマニュアル作成等の支援をしています。補助制度をうまく活用し、災害時に備えましょう。

補助金名	補助対象	補助金上限額／補助回数
自主防災組織活動補助金	自主防災組織が行う防災活動費用	2万円／1年度あたり1回
自主防災組織資機材整備費補助金	防災用資機材の購入費用	25万円／1組織につき1回
自主防災組織合同防災訓練実施補助金	自主防災組織が2団体以上参加する合同防災訓練	10万円／1訓練につき1回

※防災訓練を実施する場合、防災訓練実施届出書を事前に提出することで防火防災訓練災害補償等共済制度の対象となる場合があります